

建設工事・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書提出要領 (随時受付)

令和5・6年度に立山町が発注する「建設工事」、「建設コンサルタント業務等」、「物品・その他委託業務」の入札に参加を希望される方は、次の要領に基づき申請書を提出ください。

1. 資格審査申請できる者の資格

(業種共通資格)

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者、又は同条第2項に該当し、その事実があった後2年を経過した者
- ② 申請時に国税、県税及び町税に未納がない者
- ③ 申請時に立山町水道事業及び立山町、中新川広域行政事務組合下水道事業に係る分担金又は使用料に未納がない者
- ④ 経営不振の状態(会社更生法{平成14年法律第154号}に基づき更生手続開始の申立をした又はされたとき、民事再生法{平成11年法律第225号}に基づき再生手続開始の申立をした又はされたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等)でない者
- ⑤ 申請する業種について、それぞれ以下の要件を満たすこと。

(業種別資格)

建設工事

- ① 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、建設業の許可を受けている者
- ② 建設工事の申請者は、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条の2に規定する経営事項審査を受け、総合評定値通知書に記載のある者。具体的には、申請日から1年7箇月以内を審査基準日とする総合評定値通知書に評定値の記載があり、加入義務がある者については、健康保険、厚生年金保険、及び雇用保険の全てに加入していること。

測量・建設コンサルタント等業務

- ① 測量業務を希望される方は、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録を受けている者
- ② 建築関係コンサルタント業務のうち建築一般を希望する者は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けている者
- ③ 補償関係コンサルタント業務のうち「不動産鑑定」を希望する者は、不動産鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条の規定による登録を受けている者

物品購入・委託業務

- ① 建築物等の清掃、施設・設備の保守点検にかかる業務にあつては、法令に基づく登録を受けている者

2. 受付期間

令和5年4月3日から令和7年2月14日 午前8時30分から午後5時15分まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(郵送の場合は、令和7年2月14日必着)

3. 受付場所

〒930-0292 富山県中新川郡立山町前沢 2440

立山町役場総務課管財係 Tel 076-462-9967 Fax 076-463-1254

4. 申請書及び提出方法

申請書類については、提出書類一覧表を参照してください。

郵送、又は窓口への持参による方法のいずれでも可とします。

## 5. 入札参加資格申請有効期間等

### (1) 有効期間

- ① 令和5年4月以降の審査確認受領日から令和7年3月31日まで

### (2) 審査結果

- ① 提出された申請書は、立山町の定めた審査項目により審査します。
- ② 申請時に返信用封筒（84円切手貼付済のもの）を提出された申請者にとっては、審査後に入札参加資格審査申請書受付通知票を郵送いたします。
- ③ 審査後、「令和5・6年度入札参加資格者名簿」を立山町役場総務課カウンター及び町ホームページにて縦覧に供し、公表いたします。
- ④ 町から電話やFAX等による審査結果の連絡等はいたしません。

## 6. その他

- ・2の受付期間外への提出は原則認めません。
- ・申請書等の内容に変更が生じた場合、入札参加資格変更届を提出してください。様式は、町ホームページ内（しごと、産業→入札契約→発注計画・各種申請書）より取得できます。